

議事概要		日時	令和3年9月14日（火）
件名	令和3年第2回	場所	牛久市役所本庁舎4階 第3会議室
	牛久市国民健康保険運営協議会	時間	午後7時00分から午後8時45分
作成年月日	令和3年9月15日（水）	作成者	医療年金課 富田 香織
出席者	（出席委員） 杉森弘之会長、甲斐徳之助副会長、村松昇平委員、石塚孝明委員、植田典夫委員、坪井隆典委員、深澤弘明委員、鈴木秀徳委員、村山憲子委員 （委員13名中9名出席。公益代表、医療機関代表、被保険者代表、各委員1名以上を含む過半数出席により会議成立。）		
	（出席説明員） 保健福祉部長、保健福祉部次長、医療年金課長、事務局3名 （傍聴） 1名 （順不同・敬称略）		
議事内容	1. 報告 （1）令和2年度国民健康保険特別会計執行状況について		
	2. 協議 （1）牛久市国民健康保険条例及び牛久市国民健康保険条例施行規則の一部改正について （2）牛久市国民健康保険税の賦課方式等の変更について		
会 議 内 容 等			
● 牛久市国民健康保険条例及び牛久市国民健康保険条例施行規則の一部改正に関する諮問を、保健福祉部長から杉森会長へ伝達した。 ● 令和2年度国民健康保険特別会計執行状況について、事務局から報告した。出席委員からは、①近隣市町村との不納欠損額比較、②不納欠損額が増加傾向にある理由、③不納欠損が保険税増税につながるか、④療養の給付費用が平成27年度に最大値となっている理由、について質問があった。 ⇒ 医療年金課長から、②について、滞納者が生活保護へ移行する、亡くなったが相続人がいない等の理由により、不納欠損額は年度により増減すること、③について、不納欠損額は保険税算出に反映されないことを回答した。①、④については、後日回答することで、出席委員の同意を得た。 ● 牛久市国民健康保険条例及び牛久市国民健康保険条例施行規則の一部改正について、事務局から説明した。産科医療補償制度掛金引き下げに伴う出産育児一時金の見直しに関する諮問について、令和4年1月1日以降の分娩1件当たり、現行条例で規定する出産育児一時金を「40万4千円」から「40万8千円」とし、現行規則で規定する、必要があると認めるときに加算することとされている額を「1万6千円」から「1万2千円」とし、総額42万円を維持することは適正であると、出席委員の賛同を得た。 ⇒ 適正である旨の答申書は、会長から市長へ提出することとなった。			

- 牛久市国民健康保険税の賦課方式等の変更について、事務局から、令和 3 年度の被保険者情報を基に算出した、令和 4 年度から 6 年度までのシミュレーション結果を説明した。出席委員からは、①低所得世帯（世帯所得 200 万円未満）の増額は極力抑える、②未就学児・子どもに対する軽減導入、③保険税率を少なくとも令和 4 年度から 6 年度は同率に据え置けるようにしたい、④将来に備えて税收総額を多めに設定することは望ましくない、⑤国保被保険者数の減少を見据えた検討が必要、等の意見が出た。
⇒ 委員意見を反映させた案を事務局で作成し、次回会議で賦課方式及び保険料率変更等について改めて協議することで、出席委員の合意を得た。
- 次回会議は、10 月開催予定